

令和7年第6回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和7年6月6日(金)午後3時00分から午後3時20分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8番	増田 榮
会長職務代理者	7番	長谷川 貴子
委 員	1番	長崎 光男
	2番	朝倉 友子
	3番	鈴木 憲司
	4番	野村 斗士夫
	5番	川崎 重克
	6番	藤崎 賢治

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局長 小川 浩昭

農業委員会事務局主事補 鈴木 亜衣人

7 農地利用最適化推進委員(6名)

八田羽 靖、竹内 邦夫、池田 英治、藤崎 進、麻生 新治、埜寄 久雄

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（小川浩昭）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（増田榮）

ただ今より、令和 7 年第 6 回栄町農業委員会総会を開会します。

本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（増田榮）

それでは、5 番川崎委員、6 番藤崎委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の鈴木氏を指名します。

○議長（増田榮）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

なお、この案件については、朝倉委員に関連する議案ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、ここで退席をお願いします。

（朝倉委員退席）

○事務局長（小川浩昭）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明いたします。

場所については、2 ページをご覧ください。

農地の所在は、北字北、地目は登記簿・現況共に田、面積は 2, 933 m²になります。譲渡人、譲受人及び経営面積は、記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可を申請したものでございます。譲受人の労力総数は 4 人、申請事由は、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1 号の全部効率利用要件及び同項第 4 号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また、信託行為ではありませんので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は田で、譲受人は許可後も、水稻を作付けする計画なので、問題はないと思われまます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を野村委員から報告願ひます。

○野村委員

現地を確認してまいりました。

申請地の周辺は、水稻が作付けされていて、計画上も同様に行うもので、譲受人は意欲的に水稻を作付けする認定農業者になり、特に問題はないと思われまます。以上です。

○議長（増田榮）

続いて、農地利用最適化推進委員の埜寄さんから、ご発言がありましたら願ひします。

○埜寄推進委員

現地を確認させていただきましたが、特に問題は確認できませんでした。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願ひます。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しました。

朝倉委員は、入室して着席を願ひします。

（朝倉委員着席）

○議長（増田榮）

次に、議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号7までについては、農地中間管理事業に関する案件

なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、3ページ 議案第2号 整理番号1から整理番号7までについて、ご説明させていただきます。

場所につきましては、整理番号1が7ページ、整理番号2が8ページ、整理番号3と4が9ページ、整理番号5と6が10ページ、整理番号7が11ページとなりますのでご覧ください。

すべて、農地中間管理事業を活用した賃借権の設定になります。

整理番号1 農地の所在が興津字道面、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は925㎡他2筆で、合計2,258㎡です。

次に、整理番号2 農地の所在が興津字関、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は266㎡他2筆で、合計2,210㎡です。

次に、整理番号3 農地の所在が三和字沖耕地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は138㎡他1筆で、合計187㎡です。

次に、整理番号4 農地の所在が三和字沖耕地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は42㎡他3筆で、合計192.91㎡です。

次に、整理番号5 農地の所在が三和字沖耕地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は128㎡他6筆で、合計436.61㎡です。

次に、整理番号6 農地の所在が三和字沖耕地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は138㎡他1筆で、合計194㎡です。

最後に、整理番号7 農地の所在が三和字沖耕地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は181㎡他1筆で、合計412㎡です。

これらの内容はいずれも賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。

また、10a当たりの賃借料は1.5俵相当額または1.5俵、若しくは1俵または1俵相当額で、期間は、整理番号1から整理番号4までについては、令和7年8月13日から令和17年8月12日までの10年間となり、整理番号5から整理番号7までは、令和7年8月13日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となっております。

借受人につきましては、地域の認定農業者若しくは担い手であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1から整理番号7までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○議長 (増田榮)

異議なし、とのことですので、整理番号1から整理番号7までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (増田榮)

挙手全員、よって議案第2号 整理番号1から整理番号7までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長 (増田榮)

続いて、議案第2号 整理番号8について、事務局の説明を求めます。

なお、この案件については、朝倉委員に関連する議案ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、ここで退席をお願いします。

(朝倉委員退席)

○事務局長 (小川浩昭)

それでは、6ページ 議案第2号 整理番号8について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、12ページから14ページまでをご覧ください。

農地の所在が四ツ谷字上耕地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は839㎡他7筆で、合計7,788㎡です。

こちらの内容も農地中間管理事業を活用した賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。

また、10a当たりの賃借料は1俵相当額で、期間は、令和7年8月13日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となっております。

借受人につきましては、地域の担い手でその他法人になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件、地域との調和要件及び農作業常時従事要件については、問題ないと思われま。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 (増田榮)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長 (増田榮)

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号8について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (増田榮)

挙手全員、よって議案第2号 整理番号8については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

朝倉委員は、入室して着席をお願いします。

(朝倉委員着席)

○議長（増田榮）

次に、報告第1号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、15ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、16ページをご覧ください。

農地法第5条許可に伴う工事完了報告書の提出が令和7年4月30日にございましたので、栄町農業委員会事務局規程第6条第15条の規定により、専決処分したので報告するものです。

農地の所在が安食ト杭新田字立島 地目は登記簿・現況共に畑、面積は971㎡になり、令和6年9月27日付で許可を受け、太陽光発電施設用地に転用したものです。令和7年5月1日に事務局で現地調査を行い、計画通りに工事が完了していたことを確認したことから、その確認書を県に送付したものです。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（増田榮）

この案件は、報告だけで採決しませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。八田羽推進委員。

○八田羽推進委員

周辺の農地は、水田になりますか。

○事務局長（小川浩昭）

周辺は、畑になります。

○議長（増田榮）

その他にありませんか。

(挙手なし)

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（増田榮）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いします。ありますか。

(挙手なし)

○議長（増田榮）

なければ、以上をもちまして令和7年第6回総会を閉会します。

○事務局長（小川浩昭）
起立、礼、ご苦勞様でした。

午後 3 時 2 0 分閉会